

税金の各種控除に関するお知らせ

自動車税等の軽減制度

障がいのある方のために使用する自動車の自動車税等の軽減制度が変わります

平成29年4月1日から、自動車税課税免除制度が、減免制度に変更されます。

【申請期限が設けられます！】
減免を受けるためには、次の申請期限までに申請が必要です。

申請期限を過ぎると当該年度の減免を受けられず、翌年度からの適用となります。

なお、課税免除を受けている方で、使用状況等に変更がない場合は、減免として継続します。申請は不要です。

区 分		申 請 期 限
自動車取得税		自動車登録日の2ヶ月後
自動車税	4月1日に、すでに減免要件に該当している方	自動車税の納期限 (5月31日)
	年度の途中で減免要件に該当する方	要件に該当することになった日の2ヶ月後
減免自動車を入れ替える方		自動車登録日の2ヶ月後

【問い合わせ先】

札幌道税事務所自動車税部
自動車税課税課

☎011-746-1194

・渡島総合振興局納税課

☎0138-47-9452

・収納管理係

※詳細は北海道税ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>

所得税・町道民税の所得控除関係

障害者控除対象者認定書の発行について

身体障害者手帳等の交付を受けている方、または身体障害者手帳等をお持ちでない方で左記の要件を満たし、障害者手帳や療育手帳などの交付基準に準ずると認定された場合には、確定申告等をする際に、障害者控除が受けられます。

町では、対象者と認定される方またその扶養者に「障害者控除対象者認定書」を発行していますので、該当すると思われる方は申請してください。

【申請する必要がない方】

対象者本人またはその扶養者が非課税で申告等の必要がない場合は申請する必要はありません。

【対象】

1. 身体障害者手帳等の交付を受けている方

すでに身体障害者手帳等で控除を受けている方でも、手帳と認定書の区分(障害者・特別障害者)が違う場合、控

除額の多い方で申告できる場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

2. 町内に住所を有する65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

・要介護認定により要介護1以上と認定されていて、その認定資料(主治医意見書または認定調査票)から次の状態が確認できる方

- ① 寝たきり
- ② 準寝たきり
- ③ 重度の認知症
- ④ 軽・中度の認知症

※要介護認定を受けていても障害者控除の対象とならない場合もあります。

・医師の診断書等により、身体障害者手帳1・6級、療育手帳A・Bに準ずると認められる方

【申請窓口】

・保健福祉課介護保険係 (シルバープラザ内)

・住民生活課国民健康保険係

・熊石総合支所住民サービス課 落部支所

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係 (シルバープラザ内)

☎0137-64-2111

医療費控除関係

おむつ代の医療費控除のための確認書発行について

おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、次のいずれにも該当する方は、町が交付する「おむつ使用の確認書」に代えることができます。

①おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の方(初めて控除を受けられる方は、かかりつけ医療機関にお問い合わせください)。

②介護保険の要介護認定者で、主治医意見書に「寝たきり度B1以上」かつ「尿失禁あり」の記載がある方。

【申請窓口】

・保健福祉課介護保険係 (シルバープラザ内)

・住民生活課国民健康保険係

・熊石総合支所住民サービス課 落部支所

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係 (シルバープラザ内)

☎0137-64-2111